

産前産後期間の国民年金保険料が 免除される制度が始まります

▶ 問合せ 役場保険医療課

次世代育成支援の観点から、出産をした際に、出産前後の国民年金保険料が免除される制度が新しく始まります。

国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された人を含みます)

対象者

国民年金第1号被保険者(※)で出産日が31年2月1日以降の人
※20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人等で、
3号被保険者(厚生年金の人の被扶養者)でない人

施行日

31年4月1日

申請方法

出産予定日の6か月前から提出可能です。
役場保険医療課へ下記の持ち物をご持参の上、申請してください。

持ち物

身分証(運転免許証等)・認印・マイナンバーが分かるもの・年金手帳・出産予定日(または出産日)を明らかにすることができる書類(母子健康手帳等)

※申請書は役場保険医療課にあります



よくあるご質問

Q 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

A 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q 出産後に届出することはできますか？

A 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。